

教保体第1613号
令和5年3月28日

各市町村教育委員会学校保健主管課長 様

千葉県教育庁教育振興部
保 健 体 育 課 長
(公 印 省 略)

新学期からの学校における新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口
の開設について (周知依頼)

日頃から新型コロナウイルス感染拡大防止対策に御協力いただきありがとうございます。
ます。

「新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について (通知)」につい
ては、令和5年3月17日付けの文部科学省の通知 (4文科初第2507号) を受け、教保体
第1569号でお知らせしたとおり、4月1日以降の学校教育活動の実施に当たっては、
マスク着用を求めないことを基本とする等とされました。

留意点として、様々な事情によりマスク着用を希望したり、健康上の理由によりマスク
を着用できない児童生徒もいることなどから、学校や教職員がマスクの着脱を強いること
のないよう、また児童生徒の間でもマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう
適切に指導するようお願いしているところです。

この度、県教育委員会では、マスクの着用の考え方の見直しや5月8日以降の5類移行
後の対応の変化等により、児童生徒や保護者等が、学校生活に心配や不安等を抱く場合の
電話相談窓口を設置することといたしました。

当該電話相談窓口は、マスク着用の考え方だけでなく、新型コロナウイルス感染症に
関する学校生活全般における不安や心配等について受け付けますので、添付の電話相談
窓口リーフレットを、貴管下学校に対し周知いただくとともに、各学校において、児童
生徒等に配付したり、メールやホームページ等でお知らせしたりするなどして、広く周知
いただきますようお願いいたします。

(連絡先)

千葉県教育庁教育振興部保健体育課 保健班
TEL : 043-223-4092 FAX : 043-225-8419
E-mail : kyhoken@mz.pref.chiba.lg.jp

感染症に関する電話相談窓口の開設について

千葉県教育委員会

◎相談窓口の開設目的

4月1日以降のマスク着用の考え方の見直しや、5月8日以降の5類移行後の対応の変化等に伴う、学校生活における不安や心配に関する電話相談を行います。

◎相談対象

児童生徒及び保護者等



◎電話窓口開設期間及び対応時間

期間：令和5年4月6日（木）～7月31日（月）
時間：9：30～16：30（土日祝日除く）

◎電話番号

043 - 223 - 3780

参考

新学期（4月1日）からのマスク着用の見直しについて

- 児童生徒及び教職員については、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とする。
- マスクの着用が推奨される場面においては、児童生徒及び教職員についても着用が推奨される。（電車やバスが混雑している時や医療機関や高齢者施設への訪問等）
- 学校や教職員がマスクの着脱を強いることのないようにする。児童生徒の間でもマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導を行う。

※ 「新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について」文部科学省より引用
※ マスク着用以外の感染症対策については、今後、国から情報が入り次第、学校へ連絡します。